

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	札幌ベンチャーグランプリ表彰事業における応募者支援及び事務局運営業務
発注課	経) 商業・金融支援課
選定事業者	一般財団法人さっぽろ産業振興財団

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

本業務は、新事業・新産業の創出に果敢にチャレンジし、今後の成長が期待できる起業志望者や起業後間もない企業を評価・表彰を実施することで、創業マインド及び起業家の社会的地位を向上させるとともに、市内における創業及び本市経済の活性化を促進させることを目的とした業務である。

本業務の実施においては、単に評価・表彰に係る運営を実施するだけでなく、その後の本市及び市内創業支援機関の実施する支援施策の利用促進や創業促進に効果的につなげるため、創業支援の高いノウハウを持ち、市内の創業支援機関と幅広いネットワークを有している必要がある。

一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という。）は、平成14年度に中小企業支援法第7条に基づく市内唯一の指定法人として札幌市が主体的に設立した機関であり、10年以上に亘り中小企業支援センターを運営し、合計5万件以上の経営・融資・創業相談を行っている。特に、創業に関しては、他の支援機関とは異なり、金融機関OBや中小企業診断士が踏み込んだ相談を行い、本市融資制度の創業・雇用創出支援資金における融資あっせんを行っている。

また、平成26年度からは、中小企業支援センター内に「札幌市創業支援事業計画」における創業総合相談窓口「さっぽろ創業支援プラザ」を開設し、市内における創業支援ネットワークの中核を担っている。「さっぽろ創業支援プラザ」では、通常の創業相談だけでなく、相談内容に応じて、適切な支援策、支援機関の紹介などを行っており、市内の他の支援機関の支援施策にも精通していることから、本事業における評価・表彰後においても、適切なフォローアップができる体制となっている。

以上のように、経営や融資、中でも創業融資に関する高い専門性や、中小企業支援法に基づく「指定法人」として各種相談対応や創業・雇用創出等の高い実績を持ち、市内中小企業支援機関とのネットワークを活用して市内企業全体に等しく支援を行う中立性を有していることから、財団は、本市登録業者の中で本業務を実施することのできる唯一の団体である。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として財団を選定する。

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
------	-----------------------

決定日	平成29年8月16日
-----	------------